

「お取引約款」の改定に係る新旧対照表

平成 27 年 8 月 10 日

改定後（新）	改定前（旧）
<p>第 6 条（お取引口座の開設）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. 口座開設基準 次の各号に該当される方は、社内規定によりお取引口座を開設することができません。ただし、下記項目 1、2 に該当する場合、別途審査により口座開設が可能となる場合があります。また、後日該当することが明らかになった場合は、当社の判断により解約させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 未成年者 2. 満 76 歳以上の方 3. 成年被後見人、被保佐人、被補助人、生活保護法被適用者 4. 長期入院患者等の随時連絡が取れない方 5. 日本に居住していない個人、日本国内に登録していない法人 6. 日本国内に本人名義の銀行口座を開設していない方又は法人 7. 反社会勢力に関与している方や脱税行為その他の違法行為を行っている方 8. ご本人以外、あるいはご本人名義以外でお取引される方 9. 銀行、証券会社、先物取引会社等及び官公庁で、商品、FX に関わる業務を担当されている役職員の方 10. 認知症等の事理弁識能力に係わる病歴のある方 11. その他、本取引を行うに当たりふさわしくないと当社が判断した方 	<p>第 6 条（お取引口座の開設）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. 口座開設基準 次の各号に該当される方は、社内規定によりお取引口座を開設することができません。ただし、下記項目 1、2 に該当する場合、別途審査により口座開設が可能となる場合があります。また、後日該当することが明らかになった場合は、当社の判断により解約させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 未成年者 2. 満 71 歳以上の方 3. 成年被後見人、被保佐人、被補助人、生活保護法被適用者 4. 長期入院患者等の随時連絡が取れない方 5. 日本に居住していない個人、日本国内に登録していない法人 6. 日本国内に本人名義の銀行口座を開設していない方又は法人 7. 反社会勢力に関与している方や脱税行為その他の違法行為を行っている方 8. ご本人以外、あるいはご本人名義以外でお取引される方 9. 銀行、証券会社、先物取引会社等及び官公庁で、商品、FX に関わる業務を担当されている役職員の方 10. 認知症等の事理弁識能力に係わる病歴のある方 11. その他、本取引を行うに当たりふさわしくないと当社が判断した方